



金沢市公報

号外第5号の3

平成17年(2005年)3月25日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
規 則	
金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 (保健衛生課)	1
金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則 (都市計画課)	15
金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例施行規則 (まちなみ対策課)	16
金沢21世紀美術館条例施行規則の一部を改正する規則 (国際文化課)	22
金沢市文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則 (")	22
金沢市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (")	23
金沢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則 (こども福祉課)	24
老人等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (保健衛生課)	25

金沢市保健所及び福祉保健センター使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (駅西福祉保健センター)	25
乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (保健衛生課)	25
金沢市墓地条例施行規則の一部を改正する規則 (")	26
金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課)	27
金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (")	27
金沢市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則 (総務課)	28

規 則

金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第7号

金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例(平成17年条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(計画書の提出)

第3条 条例第3条の規定による墓地等の計画について記載した書類(以下「計画書」という。)の提出は、墓地等経営(変更・廃止)計画書(様式第1号)に、次に掲げる書類等を添付して行うものとする。ただし、市長が必要がないと認めるときは、書類等の一部の添付を省略することができる。

- (1) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第12条に規定する規則、定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営、変更又は廃止(以下「経営等」という。)の許可の申請に係る意思決定をしたことを証する書類
- (4) 墓地等の構造等の概要を明らかにした図面等

- (5) 次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める区域の状況を明らかにした図面
- ア 墓地の新設 墓地等の計画の区域（以下「計画区域」という。）の周囲200メートル以内の区域
 - イ 墓地の区域の変更 計画区域の周囲100メートル（市長が別に定める場合にあつては、200メートル）以内の区域
 - ウ 納骨堂の新設 計画区域の周囲50メートル以内の区域
 - エ 火葬場の新設又は施設の変更 計画区域の周囲500メートル以内の区域
- (6) 計画区域の土地及びこれに隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (7) 墓地等の経営に係る収支の計画等を記載した書類
- (8) 墓地等の維持管理の体制を記載した書類
- (9) その他市長が必要と認める書類
- （標識の設置）

第4条 条例第4条第1項に規定する標識（以下「標識」という。）の様式は、様式第2号のとおりとする。

- 2 標識の設置は、第17条第2項に規定する墓地等適合通知書の交付の日まで継続しなければならない。
- 3 条例第8条の規定による申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、標識が風雨等により破損し、若しくは倒壊し、又は標識の記載事項に変更が生じたときは、速やかに標識を修復し、又はその記載事項を変更しなければならない。
- 4 条例第4条第2項の規定による報告は、標識設置報告書（様式第3号）により行うものとする。
- （近隣住民等の範囲）

第5条 条例第6条第1項の規則で定める範囲の近隣住民等（以下「近隣住民等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画区域の土地の所有者（申請予定者と当該土地の所有者が異なる場合に限る。）
- (2) 計画区域の土地に隣接する土地（道路、水路、鉄道その他公共の用に供する施設を挟んで接する土地を除く。以下同じ。）の所有者
- (3) 次のアからカまでに掲げる区分に応じ、当該アからカまでに定める区域に存する人家の居住者及び学校、児童福祉施設、病院、老人福祉施設その他これらに類する施設の管理者
- ア 墓地の経営等（エ及びカに掲げるものを除く。） 計画区域の周囲200メートル以内の区域
 - イ 納骨堂の経営等（オ及びカに掲げるものを除く。） 計画区域の周囲50メートル以内の区域
 - ウ 火葬場の経営等 計画区域の周囲500メートル以内の区域
 - エ 墓地の区域の拡張（市長が別に定める場合を除く。） 計画区域の周囲100メートル以内の区域
 - オ 納骨堂の施設の増設 計画区域の土地に隣接する土地の区域
 - カ 墓地の区域若しくは納骨堂の施設の縮小を伴う変更又は墓地若しくは納骨堂の廃止 市長が別に定める区域
- (4) 町会等でその全部又は一部の区域が計画区域、計画区域の土地に隣接する土地の区域及び前号に定める計画区域の周囲の区域（以下「計画区域等」という。）にあるもの（市長が別に定めるものを除く。）及び農地が計画区域等にある場合は、当該農地と密接な関係を有すると市長が認める団体
- (5) その他墓地等の経営等により影響を与えるおそれがあると市長が認める団体
- （説明会の開催）

第6条 申請予定者は、条例第6条第1項の規定による説明会を開催しようとするときは、あらかじめ開催の周知を行うほか近隣住民等の意向に十分に配慮しなければならない。

- 2 申請予定者は、説明会において次に掲げる事項について説明しなければならない。
- (1) 申請予定者の名称、所在地等
- (2) 墓地等の規模、構造等の概要
- (3) 墓地等の維持管理の方法
- (4) 墓地等に係る造成、建設その他の工事（以下「墓地等の工事」という。）の方法、期間及び安全対策の概要
- (5) 周辺の環境、景観等への対策の概要
- (6) 雨水排水、ごみ処理及び交通の対策の概要
- (7) その他市長が必要と認める事項

（説明会実施状況報告書）

第7条 条例第6条第2項の規定による報告は、説明会実施状況報告書（様式第4号）により行うものとする。

2 前項の説明会実施状況報告書には、出席した近隣住民等のうち2名以上の者の署名がなされた当該説明会の会議録その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(事前協議)

第8条 条例第7条の規定による墓地等の計画に関する協議は、計画書の内容を踏まえ、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 墓地等の経営の永続性及び非営利性の確保に関する事項
- (2) 墓地等の計画に対する近隣住民等の理解の状況に関する事項
- (3) 他の法令等による許可等に関する事項
- (4) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から市長が必要と認める事項

(墓地等の経営許可等の申請)

第9条 条例第8条の規定による申請は、条例第7条の規定による事前協議が終了した日後に、次の各号に掲げる許可の申請の区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 墓地等の経営の許可の申請 墓地等経営許可申請書(様式第5号)
- (2) 墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可の申請 墓地等変更許可申請書(様式第6号)
- (3) 墓地等の廃止の許可の申請 墓地等廃止許可申請書(様式第7号)

2 前項各号に定める申請書には、次の表の左欄に掲げる当該申請書の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類等を添付しなければならない。ただし、市長が必要がないと認める場合は、これらの書類等の一部の添付を省略することができる。

(1) 墓地等経営許可申請書	ア 条例第3条ただし書の規定により同条から条例第7条までに規定する手続を省略した場合は、第3条各号に掲げる書類等のうち、市長が必要と認める書類等 イ 計画区域の土地の所有者が条例第8条の規定による申請をした者でない場合は、当該土地を墓地等として使用することに支障がないことを証する書類 ウ 計画区域の土地に隣接する土地の所有者の墓地等の計画に係る承諾書(当該土地の所有者の墓地等の計画に係る承諾が得られないときは、その旨の理由書) エ 第5条第4号及び第5号に規定する町会等の団体の当該墓地等の計画に係る同意書(当該団体の墓地等の計画に係る同意が得られないときは、その旨の理由書) オ 墓地等の工事の工程、期間、管理体制等を記載した書類及び施工図等 カ 他の法令等による許可等を要する場合は、その許可証等の写し(許可等の申請中のときは、当該許可等の申請書の写し) キ その他市長が必要と認める書類
(2) 墓地等変更許可申請書	当該変更に関する部分に係る第1号の項アからキまでに掲げる書類
(3) 墓地等廃止許可申請書	第1号の項アからキまでに規定する書類のうち、市長が必要と認める書類

(墓地等の経営許可の基準等)

第10条 条例第9条第1項第3号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者等の地縁に基づいて形成された団体(以下「地縁団体等」という。)が、やむを得ない事由により、現に設置している墓地を移転し、又は統合しようとする場合
- (2) その他市長が必要と認める場合

2 条例第9条第2項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 地縁団体等
- (2) その他市長が適当であると認めるもの

(墓地及び火葬場の設置場所の基準)

第11条 条例第10条第1項第3号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 墓地及び火葬場の設置場所は、原則として条例第8条の規定による申請をした者が所有する土地であり、かつ、抵当権等が設定されていない土地であること。
- (2) 墓地及び火葬場の設置場所及びその周辺の区域に、建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定

する災害危険区域、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域内の土地を含まないこと。

（墓地の構造の基準）

第12条 条例第11条第5号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 墓地の施設は、周囲の景観と調和のとれたものとする。
- (2) 交通混雑等を防止するための措置その他利用者の利便を講じたものであること。
- (3) 隣接地との境界が明らかなものであること。

（納骨堂の構造の基準）

第13条 条例第12条第5号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 納骨堂の施設は、周囲の景観と調和のとれたものとする。
- (2) 納骨施設は、他の焼骨と混合するおそれのない構造とすること。

（火葬場の構造の基準）

第14条 条例第13条第5号に規定する規則で定める基準は、火葬場の施設が周囲の景観と調和のとれていることとする。

（墓地等の経営許可の決定）

第15条 条例第14条第1項の規定による通知は、墓地等経営許可・不許可決定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（工事着手の届出）

第16条 条例第14条第1項の規定による許可の決定の通知を受けた者は、当該墓地等の工事に着手しようとするときは、墓地等工事着手届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（工事完了の届出）

第17条 条例第16条第1項の規定による届出は、墓地等工事完了届出書（様式第10号）により行うものとする。

2 条例第16条第2項の規定による通知は、墓地等適合通知書（様式第11号）により行うものとする。

（都市計画事業による墓地の新設等の届出）

第18条 条例第17条の規定による届出は、墓地（火葬場）新設等届出書（様式第12号）に、次に掲げる書類等を添付して行うものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の認可若しくは承認又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による事業計画の認可を受けたことを証する書類及び図面
- (2) 墓地又は火葬場の構造等の概要を明らかにした図面等
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 条例第17条の規定による届出を行った墓地又は火葬場の経営者は、当該墓地等の工事が完了したときは、墓地（火葬場）工事完了届出書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第19条 条例第18条の規定による届出は、住所等変更届出書（様式第14号）により行うものとする。

（身分証明書）

第20条 条例第19条第2項の身分を示す証明書は、様式第15号のとおりとする。

（雑則）

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 金沢市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和57年規則第43号）は、廃止する。

様式第1号 (第3条関係)

墓地等経営 (変更・廃止) 計画書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

提出者 住所
氏名 印
(法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例第3条の規定により、墓地等の経営等に係る計画書を提出します。

墓地等の名称						
墓地等の予定 (所在地) 地						
計画の区分		新設 ・ 変更 ・ 廃止				
墓地等の種類		墓地 納骨堂 火葬場				
墓地等の敷地の地目						
土地の権利関係		所有権の有無		抵当権等の設定の有無		
計画の内容	墓地	登記面積	m ²	実測面積	m ²	
		墓域面積	m ²	墓地区画数	区画	
	納骨堂	敷地面積	m ²			
		建築面積	m ²	延べ面積	m ²	
		納骨施設数				
	火葬場	構造		階数	階	
		敷地面積	m ²			
		建築面積	m ²	延べ面積	m ²	
		煙突の高さ	m	火葬炉数	基	
	構造		階数	階		
	標識設置予定日		年 月 日			
	説明会開催予定日		年 月 日			
許可申請予定日		年 月 日				
工事着手予定日		年 月 日				
工事完了予定日		年 月 日				

備考 正副各1通を提出してください。

様式第2号 (第4条関係)

墓地 (納骨堂、火葬場) の新設 (変更、廃止) 計画のお知らせ

墓地等の名称			
墓地等の予定 (所在地) 地			
墓地等の種類		(墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場)	
申請予定者	住所及び氏名	電話番号	
設計者	住所及び氏名	電話番号	
工事施工 (予定) 者	住所及び氏名	電話番号	
墓地等管理 (予定) 者	住所及び氏名	電話番号	

墓地	計画の区分	新設 ・ 変更 ・ 廃止		
	計画の概要	計画部分	既存部分	合 計
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	墓域面積	m ²	m ²	m ²
	墓地区画数	区画	区画	区画
縮小及び廃止後の跡地利用について				
納骨堂	計画の区分	新設 (新築) ・ 変更 (改築 増築 移転) ・ 廃止		
	計画の概要	計画部分	既存部分	合 計
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	構造			
	高さ	地盤面から m		
	階数	地上 階	地下 階	
納骨施設数				
縮小及び廃止後の跡地利用について				
火葬場	計画の区分	新設 (新築) ・ 変更 (改築 増築 移転) ・ 廃止		
	計画の概要	計画部分	既存部分	合 計
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	構造			
	高さ (煙突部分を除く。)	地盤面から m		
	階数	地上 階	地下 階	
	煙突の高さ	地盤面から m		
火葬炉の数				
工事着手予定日		年 月 日		
工事完了予定日		年 月 日		
造成計画平面図又は配置図				
<p>この標識は、金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第1項の規定により設置するものです。</p> <p>この墓地等の計画についてのお問い合わせは、下記をお願いします。</p> <p>(連絡先)</p>				

備考

- 1 標識の材質は、木板、プラスチック板その他これらに類するものとします。
- 2 標識の大きさは、縦120センチメートル以上、横90センチメートル以上とします。
- 3 住所及び氏名の欄には、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 4 墓地等の計画の内容に係る欄のうち、当該墓地等の計画に該当しない項目は、あらかじめ削除してください。

様式第3号 (第4条関係)

標識設置報告書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

報告者 住所
氏名 印
〔法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第1項の規定により標識を設置したので、同条第2項の規定により、次のとおり報告します。

墓地等の名称	
墓地等の予定(所在地)	
計画の区分	新設 ・ 変更 ・ 廃止
墓地等の種類	墓地 納骨堂 火葬場
設計者	住所及び氏名 電話番号
工事施工(予定)者	住所及び氏名 電話番号
標識設置日	年 月 日
備考	

備考 標識を設置したことを証する写真(遠景及び近景のもの各1枚)を添付してください。

様式第4号 (第7条関係)

説明会実施状況報告書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

報告者 住所
氏名 印
〔法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例第6条第1項の規定により説明会を開催したので、同条第2項の規定により、次のとおり報告します。

墓地等の名称	
墓地等の予定(所在地)	
計画の区分	新設 ・ 変更 ・ 廃止
墓地等の種類	墓地 納骨堂 火葬場
説明会の開催期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
説明会の開催回数	回(うち、個別説明 回) 内容は、別紙「説明会の状況」のとおり
備考	

別紙

説 明 会 の 状 況		
説明会の日時		
説明会の場所		
説明対象者数	説明会	出席者の人数 人 出席者の代表者の氏名
	個別説明	対象者の人数 人 対象者の氏名
説明者の職・氏名 (説明会にあつては、申請予定者側出席者の職・氏名)		
問い合わせの内容・意見		
問い合わせ・意見に対する回答		

備考 この説明の状況は、説明会又は個別説明ごとに区分して記入してください。

様式第5号(第9条関係)

墓地等経営許可申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名 印
(法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

墓 地

次のとおり 納骨堂 を経営したいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により関係書類を添えて
火葬場

申請します。

墓地等の名称				
墓地等の予定地				
墓地等の種類	墓地	納骨堂	火葬場	
墓地等の敷地の地目				
土地の権利関係	所有権の有無		抵当権等の設定の有無	
墓地	登記面積	m ²	実測面積	m ²
	墓域面積	m ²	墓地区画数	区画
納骨堂	敷地面積	m ²		
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	納骨施設数			
火葬場	構造		階数	階
	敷地面積	m ²		
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²

	煙突の高さ	m	火葬炉数	基
	構造		階数	階
墓地等経営(変更・廃止)計画書の提出日	年 月 日			
標識設置日	年 月 日			
説明会開催日	年 月 日			
工事着手予定日	年 月 日			
工事完了予定日	年 月 日			
墓地等の管理者	住所及び氏名			
申請の理由				

備考、又はの欄については、該当する欄のみ記入してください。

様式第6号(第9条関係)

墓地等変更許可申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名 印

(法人にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

墓 地

次のとおり 納骨堂 を変更したいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により関係書類を添えて
火葬場

申請します。

墓地等の名称				
墓地等の所在地				
墓地等の種類		墓地	納骨堂	火葬場
墓地等の敷地の地目				
土地の権利関係		所有権の有無	抵当権等の設定の有無	
墓地	変更の概要	計画部分	既許可部分	合 計
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	墓域面積	m ²	m ²	m ²
	墓地区画数	区画	区画	区画
	その他の変更			
縮小の場合、跡地の利用について				
納骨堂、 火葬場	変更の概要	計画部分	既許可部分	合 計
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	その他の変更			
縮小の場合、跡地の利用について				
許可年月日、許可番号		年 月 日 (許可番号)		

墓地等経営(変更・廃止)計画書の提出日	年 月 日
標識設置日	年 月 日
説明会開催日	年 月 日
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
墓地等の管理者	住所及び氏名
申請の理由	

備考 又は の欄については、該当する欄のみ記入してください。

様式第7号(第9条関係)

墓地等廃止許可申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所

氏名

印

(法人にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

墓 地

次のとおり 納骨堂 を廃止したいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により関係書類を添えて
火葬場

申請します。

墓地等の名称			
墓地等の所在地			
墓地等の種類	墓地	納骨堂	火葬場
墓地等の敷地の地目			
墓地等の敷地の面積	m ²		
墓地又は納骨堂の場合	改葬の状況		
	無縁墳墓の取扱い		
墓地等の廃止後の跡地の利用について			
許可年月日、許可番号	年 月 日	(許可番号)
墓地等経営(変更・廃止)計画書の提出日	年 月 日		
標識設置日	年 月 日		
説明会開催日	年 月 日		
工事着手予定日	年 月 日		
工事完了予定日	年 月 日		
申請の理由			

様式第8号 (第15条関係)

年 月 日

墓地等経営 許可 決定通知書
不 許 可

様

金沢市長 印

墓 地 経 営
年 月 日付で申請のあった 納骨堂 の 変更 の許可については、次のとおり決定したので、金沢市
火葬場 廃止
における墓地等の経営の許可等に関する条例第14条第1項の規定により通知します。

決 定	許 可 不 許 可
不 許 可 の 場 合 そ の 理 由	
墓 地 等 の 所 在 地	
墓 地 等 の 名 称	
墓 地 等 の 概 要	
許 可 の 条 件	

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第9号 (第16条関係)

墓地等工事着手届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所
氏名 印
(法人にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

墓地等に係る工事に着手するので、金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

墓地等の名称	
墓地等の所在地	
申請の区分	新規 ・ 変更 ・ 廃止
墓地等の種類	墓地 納骨堂 火葬場
許可年月日、許可番号	年 月 日 (許可番号)
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
工事施工者	住所及び氏名 電話番号
工事管理責任者	住所及び氏名 電話番号

様式第10号 (第17条関係)

墓地等工事完了届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所
氏名 印
(法人にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

墓地等に係る工事が完了したので、金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

墓地等の名称	
墓地等の所在地	
申請の区分	新規 ・ 変更 ・ 廃止
墓地等の種類	墓地 納骨堂 火葬場
許可年月日、許可番号	年 月 日 (許可番号)
工事着手日	年 月 日
工事完了日	年 月 日
工事施工者	住所及び氏名 電話番号
工事管理責任者	住所及び氏名 電話番号

様式第11号 (第17条関係)

年 月 日

墓地等適合通知書

様

金沢市長

印

年 月 日付で工事完了の届出があった次の墓地等については、金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例及び金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則に定める基準に適合していると認めたとので通知します。

墓地等の名称	
墓地等の所在地	
墓地等の種類	墓地 納骨堂 火葬場
許可年月日、許可番号	年 月 日 (許可番号)
検査年月日	年 月 日

様式第12号 (第18条関係)

墓地 (火葬場) 新設等届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所

氏名

印

(法人にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

次のとおり都市計画事業 (土地区画整理事業) により墓地 (火葬場) を新設 (変更・廃止) するので、金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例第17条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

墓地 (火葬場) の名称				
墓地 (火葬場) の所在地				
届出の区分	新設 ・ 変更 ・ 廃止			
墓地 (火葬場) の種類	墓地 火葬場			
墓地 (火葬場) の敷地の地目				
墓地	登記面積	m ²	実測面積	m ²
	墓域面積	m ²	墓地区画数	区画
火葬場	敷地面積	m ²		
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	煙突の高さ	m	火葬炉数	基
	構造		階数	階
工事着手予定日	年 月 日			
工事完了 (廃止) 予定日	年 月 日			
工事施工者	住所及び氏名	電話番号		
工事管理責任者	住所及び氏名	電話番号		
墓地 (火葬場) の管理者	住所及び氏名			

都市計画事業（土地区画整理事業）の名称	
事業許可（承認）の年月日、 認可（承認）番号	年 月 日（認可（承認）番号）

備考 又は の欄については、該当する欄のみ記入してください。

様式第13号（第18条関係）

墓地（火葬場）工事完了届出書

年 月 日

（あて先）金沢市長

届出者 住所
氏名 印
〔法人にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

墓地（火葬場）に係る工事が完了したので、金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第18条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

墓地（火葬場）の名称	
墓地（火葬場）の所在地	
届出の区分	新設 ・ 変更 ・ 廃止
墓地（火葬場）の種類	墓地 火葬場
工事着手日	年 月 日
工事完了（廃止）日	年 月 日
工事施工者	住所及び氏名 電話番号
工事管理責任者	住所及び氏名 電話番号
都市計画事業（土地区画整理事業）の名称	
事業許可（承認）の年月日、 認可（承認）番号	年 月 日（認可（承認）番号）

様式第14号（第19条関係）

住所等変更届出書

年 月 日

（あて先）金沢市長

届出者 住所
氏名 印
〔法人にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

次のとおり変更があったので、金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例第18条の規定により届け出ます。

墓地等の名称			
墓地等の所在地			
墓地等の種類	墓地	納骨堂	火葬場
変更事項	変更前	変更後	
住所（主たる事務所の所在地）			
氏名（名称及び代表者の氏名）			
墓地等の名称			
変更の理由			

備考

- 1 変更事項の欄は、該当する欄のみ記入してください。
- 2 変更事項に応じて、登記事項証明書等を添付してください。

様式第15号（第20条関係）

（表）

第 号 身分証明書 所属 職氏名 上記の者は、金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例第19条第1項の規定による立入検査を行う者であることを証明します。 年 月 日 金沢市長 印
--

（裏）

金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例（抜粋） この欄には、金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例第19条の条文を記載すること。

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第8号

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地区計画等に関する申出)

第2条 条例第4条第1項の規定による申出は、地区計画等の案の申出書（別記様式）により行うものとする。

2 前項の申出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- (1) 地区計画等の区域図
- (2) 土地利用等の計画図
- (3) 地区施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第3号に規定する地区施設をいう。）の配置図
- (4) 地区計画等の区域の公図の写し
- (5) 地区計画等に関する申出に対する同意書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(申出ができない区域)

第3条 条例第4条第3項の規則で定める区域は、都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域とする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

地区計画等の案の申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所
氏名

印

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案を申し出ます。

地区計画等の名称		
地区計画等の対象となる区域		
地区計画等の対象となる区域の面積		ヘクタール
区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標	
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	
	建築物等に関する事項	
	土地の利用に関する事項	

備考 申出者の住所及び氏名の欄には、団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例施行規則をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第9号

金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例（平成17年条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(道路の指定)

第3条 市長は、条例第2条第3号の規定による道路の指定をしたときは、その旨を公告するものとする。

(沿道景観形成区域の指定の案の縦覧等)

第4条 市長は、沿道景観形成区域（以下「形成区域」という。）の指定の案を作成したときは、その旨を公告し、当該形成区域の指定の案を、公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、当該形成区域内の土地、建物等の所有者及び占有者並びに利害関係者は、同項の縦覧期間の初日からその末日後1週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、形成区域の指定の解除の案又はその区域の変更の案を作成した場合について準用する。

(沿道景観形成基準の案の縦覧等)

第5条 市長は、沿道景観形成基準（以下「形成基準」という。）の案を作成したときは、その旨を公告し、当該形成基準の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、当該形成基準に係る形成区域内の土地、建物等の所有者及び占有者並びに利害関係者は、同項の縦覧期間の初日からその末日後1週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、形成基準の廃止の案又はその基準の変更の案を作成した場合について準用する。

(形成区域内の行為に関する届出)

第6条 条例第9条第1項の規定による届出は、沿道景観形成区域内行為の届出書（様式第1号）に、別表に掲げる図面等を添付して行うものとする。

(適用除外)

第7条 条例第9条第3項第1号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 美しい沿道景観の形成に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる行為で、次に掲げるもの

ア 道路でその新設、改築若しくは大規模な修繕に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のものの当該新設等又は色彩の変更を伴わない舗装の修繕

イ 道路の附属物でその新築、改築、増築、移転又は大規模な修繕に係る部分の高さが1.5メートル以下であり、かつ、当該部分の長さが10メートル以下のものの当該新築等

ウ 次に掲げる広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更

(ア) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動に使用するポスター、立札等の広告物及び広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）その他の法令等の規定により表示し、又は設置する広告物等

(イ) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等で、一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積の合計が5平方メートル以下のもの

(ウ) (イ)に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で、表示面積の合計が2平方メートル以下のもの

(エ) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示される広告物で、工事期間中に限り表示するものであり、かつ、宣伝の用に供さないもの

(オ) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等

(カ) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等

(キ) 電車又は自動車に表示される広告物で、自己の氏名、名称、店名若しくは商標若しくは自己の事業若しくは営業の内容を表示するもの又は電車及び路線バスを除き表示面積の合計が5平方メートル以下のもの

(ク) 他の地方公共団体の屋外広告物に関する条例の規定に従って自動車に表示される広告物

- (ケ) 人、動物、車両（電車又は自動車を除く。）、船舶等に表示される広告物
- (ク) 地方公共団体が設置する公共の掲示板に表示する広告物
- (ク) 国、地方公共団体又は市長が指定する公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で、市長が指定するもの
- (シ) 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに、表示の大きさが当該施設又は物件の表示正面の大きさの20分の1以下であり、かつ、0.5平方メートル以下の寄贈者名等を表示する場合
- (ス) 表示又は設置の期間が7日以内の広告物等で、責任者の氏名、住所及び表示又は設置の期間を明記したものの
- エ 建築物その他の工作物（道路及びその附属物並びに広告物等に係るものを除く。以下「建築物等」という。）で仮設のものの新築、改築、増築、移転又は除却
- オ 建築物（道路の区域にあるものを除く。）でその新築、改築、増築、移転、除却又は大規模な修繕若しくは模様替えに係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のものの当該新築等
- カ 工作物（建築物以外の工作物をいう。）でその新築、改築、増築、移転又は除却に係る部分の高さが1.5メートル以下であり、かつ、当該部分の長さが10メートル以下のものの当該新築等
- キ 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔、電柱、街灯柱、信号柱、標識柱その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
- ク 次に掲げる木竹の伐採
- (ア) 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- (イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- (ウ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- (エ) 仮植した木竹の伐採
- (オ) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- ケ 次に掲げる土地の形質の変更
- (ア) 建築物等（広告物等に係るものを含む。（イ）において同じ。）で仮設のもの新築、改築、増築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更
- (イ) 既存の建築物等の管理のために必要な土地の形質の変更
- (ウ) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さ^{の3}が1.5メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- コ 物件のたい積のうち、土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）のたい積で、当該たい積に係る部分の面積が10平方メートル以下であり、かつ、当該部分の高さが1.5メートル以下であるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為その他市長が届出を要しないと認めた行為
- (沿道景観形成協定の認定の申請)
- 第8条 条例第17条の規定による沿道景観形成協定（以下「形成協定」という。）の認定を受けようとする者は、沿道景観形成協定認定申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。
- (1) 形成協定書の写し
- (2) 形成協定を締結した理由書
- (3) 形成協定の対象となっている土地の区域を表示する図面
- (4) その他市長が必要があると認める書類
- (形成協定の認定書の交付)
- 第9条 市長は、前条の規定により形成協定の認定の申請があったときは、その内容を審査し、当該内容が美しい沿道景観の形成に寄与すると認めるときは、沿道景観形成協定認定書（様式第3号）を交付するものとする。
- (雑則)
- 第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
- この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

行為の種類	図面等の種類	明示すべき事項
道路の新設、改築、大規模な修繕若しくは色彩の変更又は道路の附属物の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕若しくは色彩の変更	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	敷地の境界線、切土、盛土及び主要構造物等（主要構造物及び道路の附属物をいう。以下同じ。）の位置
	断面図	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（のり高、切土、盛土及び主要構造物等の表示）並びに主要構造物等の断面
	着色した立面図	主要構造物等の形状、寸法、材料、構造、意匠及び色彩
	色見本等	舗装、防護柵、街灯等の仕上材・色見本
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
	広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更	位置図
平面図		敷地の境界線、広告物等を表示又は設置をする位置及び建築物等の位置
着色した立面図		広告物等の形状、寸法、材料、構造、意匠及び色彩、広告物等の表示又は設置をする位置及び方法並びに建築物等の高さ及び壁面の面積
色見本等		広告物等の仕上げ材・色見本
現況写真		行為地の2方向以上からの写真、周辺との関係写真及び敷地内の現に表示又は設置をされている広告物等の写真
建築物等の新築、改築、増築、移転、除却、大規模な修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	敷地の境界線、建築物等の位置、既存樹木等の位置及び植栽計画
	各階平面図	各階の間取り及び用途
	着色した2面以上の立面図	仕上げ方法、材料の種別、広告物等及び色彩
	断面図	建築物等及び各階の高さ
	色見本等	外壁、屋根、窓枠、工作物等の仕上げ材・色見本
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
木竹の伐採	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	既存樹木及び伐採木竹の位置、樹種及び目回り寸法
	断面図	伐採木竹の位置
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	行為地の境界線、切土、盛土及び主要構造物の位置
	断面図	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（のり高、切土、盛土及び主要構造物の表示）並びに主要構造物の断面
	植栽計画図	保存する既存樹木、伐採木竹及び新たに植栽する木竹の位置、樹種及び目回り寸法
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
物件のたい積	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	行為地の境界線、主要構造物の位置及び敷地内におけるたい積の位置
	断面図	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（のり高、たい積及び主要構造物の表示）
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真

備考 図面には縮尺を記入すること。

様式第1号 (第6条関係)

(表)

沿道景観形成区域内行為の届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所
氏名

印

金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	金沢市			番地		
行為地の地目		地積		m ²		
行為の予定期間	年	月	日から	年	月	日まで
土地所有者の住所及び氏名						
設計者の住所及び氏名						
工事施行者の住所及び氏名						
沿道景観形成区域の名称						
都市計画の地域地区	用途地域					
	防火地域	防火	準防火	指定なし		
その他の指定区域等						
行為の種類	道路の	新設	改築			
		大規模な修繕	色彩の変更			
	道路の附属物の	新築	改築	増築	移転	
		大規模な修繕	色彩の変更			
	広告物の 広告物を掲出する物件の	表示	移転	内容変更		
	設置	改造	移転	修繕	色彩の変更	
建築物の その他の工作物の	新築	改築	増築	移転		
	除却	大規模な修繕				
	大規模な模様替え			色彩の変更		
	木竹の伐採					
	土地の形質の変更					
	物件のたい積					

備考

- 1 法人にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 の欄は、該当するものの前の にレを記入してください。

(裏)

道路、道路の附属物、広告物等その他の工作物の概要	種類					
	構造					
	高さ	m	延長・幅	m	m	
	数量		面積	m ²		
	仕上げの方法					
	色彩					
	その他の内容					

	主要用途					
	構造	造	階建て(地上	階	地下	階)

		届出部分	届出以外の部分	合 計	
建築物の概要	敷地面積			m ²	
	建築面積	m ²	m ²	m ²	
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	
	建築物の高さ	m	m		
	建ぺい率			%	
	仕上げ材	屋根			
		外壁			
	色彩	屋根			
		外壁			
	屋上設備	種別		外構	
高さ		m	(塀、植栽等)		
敷地の緑化					

木竹の伐採の概要	区分	森林	独立木	その他 ()	
	行為の目的				
	伐採地の面積・本数	m ²	本	伐採面積・本数	m ² 本
	樹種			樹高	m
	樹齢	約	年	目回り寸法	m
	伐採の方法	皆伐	択伐	その他 ()	
	跡地の処理方法				

土地の形質の変更 又は物件のたい積 の概要	行為の目的			
	行為の方法			
	全体面積	m ²	行為面積	m ²
	たい積物の種類		たい積量	m ³
	行為地の現況			
	跡地の処理方法			

様式第2号(第8条関係)

沿道景観形成協定認定申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名

印

沿道景観形成協定の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

協定の名称		
協定締結者数		
区域	含まれる町の名称	
	面積	
	用途地域	
	その他の地域地区	
協定の概要		

協定の有効期間	
違反があった場合の措置	
協定の変更又は廃止の手続	

備考 法人にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第3号(第9条関係)

認定 第 号

沿道景観形成協定認定書

協定の名称

協定の区域

上記を金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例第17条の規定に基づく沿道景観形成協定として認定します。

年 月 日

金沢市長 印

金沢21世紀美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第10号

金沢21世紀美術館条例施行規則の一部を改正する規則

金沢21世紀美術館条例施行規則(平成16年規則第66号)の一部を次のように改正する。

第36条第2項第3号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第3号その2及び様式第5号その2中「山のお茶室」を「山宇亭」に改める。

様式第9号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第3号及び様式第5号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第11号

金沢市文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市文化ホール条例施行規則(昭和57年規則第50号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中

「茶室		全室を使用					
-----	--	-------	--	--	--	--	--

		立礼茶室を除き使用					を
展示ギャラリー							
附属設備			別紙のとおり				

茶室							に
展示ギャラリー							
附属設備			別紙のとおり				

改める。

附 則

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の様式第1号及び様式第3号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第12号

金沢市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則（平成13年規則第91号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則

第1条中「金沢市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例」を「金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例」に改める。

第4条を第5条とする。

第3条中「金沢市文化施設共通観覧料減免申請書」を「金沢市文化施設及び歴史的観光施設共通観覧料減免申請書」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(共通観覧料の後納)

第3条 条例第3条第3項ただし書の規定に基づき共通観覧料を後納させる場合は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき共通観覧券を発行する場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

その1

(表)

金沢市文化施設及び歴史的観光施設共通観覧券
(3日間パスポート)

控

円

No. _____

No. _____

有効期間 / 年 月 日から 3 日間

(裏)

この欄には、共通観覧券により観覧することができる文化施設及び歴史的観光施設の名称その他必要な事項を記入すること。

その2

(表)

金沢市文化施設及び歴史的観光施設共通観覧券
(1年間パスポート)

控
_____ 円
No. _____

No. _____ 円

有効期間 / 年 月 日から1年間
(利用者記入欄)
氏名 /

(裏)

この欄には、共通観覧券により観覧することができる文化施設及び歴史的観光施設の名称その他必要な事項を記入すること。

様式第2号中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に、「金沢市文化施設共通観覧料減免申請書」を「金沢市文化施設及び歴史的観光施設共通観覧料減免申請書」に、「金沢市文化施設の」を「金沢市文化施設及び歴史的観光施設の」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に発行された改正前の様式第1号の規定による共通観覧券は、これを利用することができる期間に限り、施行日以後も、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第1号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第13号

金沢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市立保育所条例施行規則（平成12年規則第17号）の一部を次のように改正する。
別表金沢市立木越保育所の項を削る。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

老人等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第14号

老人等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

老人等の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和45年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を削る。

第2条の2第1号中「第5号から第7号まで」を「第4号から第6号まで」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「第2条第1項第4号」を「第2条第1項第3号」に、「老人保健法医療受給者証」を「老人保健法（昭和57年法律第80号）に基づく医療受給者証」に改め、同号を同条第3号とする。

第3条中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に改め、同条第3号中「第2条第1項第3号及び第4号」を「第2条第1項第3号」に改め、同条第4号中「第2条第1項第5号から第7号まで」を「第2条第1項第4号から第6号まで」に改める。

様式第1号その1の備考を削る。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市保健所及び福祉保健センター使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第15号

金沢市保健所及び福祉保健センター使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市保健所及び福祉保健センター使用料等徴収条例施行規則（昭和31年規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例施行規則

第1条中「金沢市保健所及び福祉保健センター使用料等徴収条例」を「金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第16号

乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年規則第49号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

子育て支援医療費助成に関する条例施行規則

第1条中「乳幼児の医療費助成に関する条例」を「子育て支援医療費助成に関する条例」に改める。

第3条第2項中「組合員証」の次に「(以下「被保険者証等」という。)」を加える。

第5条中「乳幼児医療費助成金支給申請書(様式第3号)」を「乳幼児に係る医療費にあつては乳幼児医療費助成金支給申請書(様式第3号)に、児童に係る医療費にあつては児童医療費助成金支給申請書(様式第4号)」に、「前条」を「乳幼児に係る医療費にあつては前条」に、「国民健康保険法又は社会保険法に基づいてそれぞれに定められた被保険者証、被保険者資格証明書又は組合員証」を「被保険者証等を、児童に係る医療費にあつては被保険者証等」に改める。

様式第2号中「乳幼児の医療費助成に関する条例」を「子育て支援医療費助成に関する条例」に改める。

様式に次の1様式を加える。

様式第4号(第5条関係)

児童医療費助成金支給申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所
(保護者) 氏 名 印

医療費助成金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

対象児童	住 所				
	ふりがな 氏 名		生年月日 年 月 日	申請者と の 続 柄	
加入健康保険	被保険者氏名		対象児童 との続柄	住所	
	保 険 種 類	国保・政管・組合・ 日雇・船員・共済	記号・ 番号		付加給付の有無 有・無
	保険者の名称		保 険 者 番 号		

申 請 額	円
-------	---

領 収 書 欄			
振 込 先	金 融 機 関 名		
	預 金 種 別	口 座 番 号	

附 則

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に交付されている医療証は、改正後の子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

金沢市墓地条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第17号

金沢市墓地条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市墓地条例施行規則(平成4年規則第48号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「奥卯辰山墓地公園」を「野田山墓地（平成11年から平成13年までの間に造成された区域に限る。）、奥卯辰山墓地公園」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第18号

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成12年規則第95号）の一部を次のように改正する。

第5条中「おおむね80パーセント以上」を「3分の2以上」に改める。

第9条中「高さ（増改築の場合にあっては、当該増改築の部分の建築物の高さ）」を「各部分の高さ」に改める。

第12条第2項第4号を次のように改める。

(4) 次に掲げる建築物その他の工作物の用途の変更

ア 建築物その他の工作物で仮設のものの用途の変更

イ 建築物でその用途の変更に係る部分の床面積の合計が市長が定める面積以下のものの用途の変更

ウ 建築物以外の工作物でその用途の変更に係る部分の規模が市長が定める規模以下のものの用途の変更

エ 工業専用地域における建築物その他の工作物の用途の変更

(金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則（平成12年規則第97号）の一部を次のように改正する。

第3条中「おおむね80パーセント以上」を「3分の2以上」に改める。

第7条中「高さ（増改築の場合にあっては、当該増改築の部分の建築物の高さ）」を「各部分の高さ」に改める。

第10条第2項第4号を次のように改める。

(4) 次に掲げる建築物その他の工作物の用途の変更

ア 建築物その他の工作物で仮設のものの用途の変更

イ 建築物でその用途の変更に係る部分の床面積の合計が市長が定める面積以下のものの用途の変更

ウ 建築物以外の工作物でその用途の変更に係る部分の規模が市長が定める規模以下のものの用途の変更

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条中第5条の改正規定及び第2条中第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第19号

金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例施行規則（平成15年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「おおむね80パーセント以上」を「3分の2以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第20号

金沢市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市自動車駐車場条例施行規則（平成2年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用者が条例別表第1に規定する市長が指定する区画を利用する場合は、前項の規定にかかわらず、入場するときは係員から受付券（様式第1号の2）の交付を受け、出場するときは当該受付券を係員に提出して料金を納付しなければならない。

第3条中「、駐車券紛失届（様式第5号）」を「駐車券紛失届（様式第5号）を、受付券を紛失した者は受付券紛失届（様式第5号の2）」に改める。

第9条第2項第3号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2（第2条関係）

金沢市役所・美術館駐車場	
受付券	
	整理番号
年 月 日	入場時間

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第5号の2（第3条関係）

受 付 券 紛 失 届	
	年 月 日
(あて先)金沢市長	
届出者 住所	
氏名	
〔法人にあっては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名〕	
受付券を紛失したので、金沢市自動車駐車場条例施行規則第3条の規定により届け出ます。 なお、入場時刻は次のとおりです。	
入 場 時 刻	年 月 日 時 分

様式第9号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成17年(2005年)3月25日	印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)3月25日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	(株) 共 栄
	定価 100円		